

令和7年度 群馬県私立高等学校等 奨学のための給付金

群馬県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。

つきましては該当者は、必要書類をご用意の上、ご申請ください。

（授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。）

1. 対象世帯

下記いずれかの世帯に該当し、

かつ群馬県に住所を有する世帯が対象です。

●生活保護受給世帯

●住民税所得割非課税世帯

（保護者等が2人いる場合は、2人とも要件を満たすこと）

●家計急変による住民税所得割非課税相当世帯



P3に記載の書類を提出

2. 提出期限

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和7年8月29日（金）	各クラス担任
住民税所得割非課税世帯		
家計急変世帯 可能な限り事由発生から1ヶ月以内にご申請ください。	令和8年1月13日（火）	

3. 給付金額・時期・方法

世帯の区分	給付金額	給付時期	給付方法
(1)生活保護（生業扶助）世帯	52,600円		
(2)住民税所得割非課税世帯	152,000円※	12月中旬 予定	
(3)家計急変世帯	最大152,000円※ ※給付額は7月までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生月により給付金額は異なります。	8月29日までの申請分は、12月予定。 それ以降の申請は随時。	申請者の口座へ群馬県から振り込みで支給します。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合、当該災害につき一回限り、一人当たり81,000円加算されます。（生活保護受給世帯は除く）

4. 提出書類について

生活保護世帯

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
生活保護世帯 (生業扶助)	1. 給付金受給申請書 2. 生活保護受給証明書※① 3. 口座通帳の写し※② (申請書の2枚目に 貼り付けて提出)	※①・7月1日以降発行。 ・福祉事務所長朱印があるもの。 ※②・原則申請者名義の口座。 やむをえず、申請者以外の口座を指定したい場合は、 委任状を添付する。 ・金融機関本支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)が 表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの。 (キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等)

住民税所得割非課税世帯

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
住民税所得割 非課税世帯	1. 給付金受給申請書 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② (申請書の2枚目に 貼り付けて提出)	※①・保護者が2人いる場合は、2人分提出。 ※②・原則申請者名義の口座。 やむをえず、申請者以外の口座を指定したい場合は、 委任状を添付する。 ・金融機関本支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ) が表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は、口座名義及び口座番号が確認できるもの (キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等)

家計急変世帯

世帯の区分	提出書類	提出書類について注意事項
家計急変世帯	1. 給付金受給申請書 (家計急変世帯用) 2. (保護者等の) 所得課税証明書または 非課税証明書※① 3. 口座通帳の写し※② (申請用紙2枚目に 貼り付けて提出) 4. 家計急変の発生事由や 時期を証明する書類※③ 5. 家計急変後の収入を 証明する書類※④	※① ・保護者等が2人いる場合は、2人分提出。 ・扶養親族等の記載が省略されていないもの。 ※② ・原則申請者(保護者等)名義の口座とする。 ・例外として委任状★添付により申請者以外の口座も可とする。 ・金融機関本支店名・口座番号・口座名義人(カタカナ)が 表示された部分の写し。 ・通帳がない場合は口座名義及び口座番号が確認できるもの。 (キャッシュカード、オンラインバンキングの画面) ※③ 【例】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・診断書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 等 ※④ 【例】 ・会社作成の給与等支払見込証明書 ・家計急変後の給与明細(3ヶ月分以上) ・税理士または公認会計士の作成した証明書類 ・毎月の収支を整理した帳簿書類等 ・失業、離職等により収入がない場合は申立書 ※保護者等が2人いる場合は、2人分提出

+

住民税所得割非課税世帯および家計急変世帯で下記に該当する場合は、下記の書類も提出してください。

災害等による 制服再購入の場合 (生活保護受給 世帯は対象外)	1. 災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書 2. 被災したことを証明する書類(罹災証明書等)
--	---

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：



住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円（非課税）」の方です！

※均等割（「市町村民税3,000円」＋「県民税1,700円」＝「年税額4,700円」）を課税されている方も、「所得割」が非課税（0円）でしたらこの給付金の対象となります。

ただし、保護者が2人いる場合は、
2人とも住民税所得割が非課税である必要がありますので、
ご注意ください！

【所得割額の確認方法】 ※申請には、所得課税証明書（非課税証明書）の提出が必要です

- ①所得課税証明書もしくは非課税証明書（各市町村窓口で取得）
所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書									
所得者		住所		氏名		生年月日			
令和6年度 (令和5年分)	合計所得金額	市民税		県民税		均等割		年税額	
		所得割	均等割	所得割	均等割				
		0円		0円					
所得の内訳	給与所得			社会保険料控除					
				生命保険料控除					
				配偶者控除					
				基礎控除					
							控除合計額		
				一般			本人		
				特定			配偶者及び扶養親族		
				老人			普通障害		
			同居老親			特別障害			
			16歳未満			同居特障			
第〇〇〇〇号 令和7年〇月〇日									
〇〇市長 樹徳 太郎									

※各市町村で書式は異なります。

- ②マイナポータル（政府運営オンラインサービス）
<https://myna.go.jp> ※マイナンバーカードをお持ちの方のみ確認できます。
- ③特別徴収税額通知書
※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合
- ④住民税納税通知書
※直接市町村へ市県民税を納税している場合

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 災害、病気や怪我による離職・休職等により収入が減少し、保護者等全員の住民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯。災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません。

【家計急変世帯の年収（家計急変後12ヶ月）目安】

扶養親族等の人数※1	見込額(給与収入)※2	見込額(所得)※3
扶養親族等0人	1,000,000円未満	450,000円以下
扶養親族等1人	2,044,000円未満	1,350,000円以下
扶養親族等2人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
扶養親族等3人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
扶養親族等4人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※1 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※2 会社員の場合は各種控除前の給与収入。

※3 自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

(例) (父・母・生徒の3人家族) 会社員の父が今年2月から病気療養のため休職

⇒ 父の扶養親族は2人（母と生徒を扶養）、母は0人（扶養親族なし）

⇒ 父の年収が2,216,000円未満かつ母1,000,000円以下となる見込み

⇒ 住民税所得割非課税世帯に相当するため、家計急変世帯の対象となる

Q3：群馬県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの（住民票が存在する）都道府県へ申請していただく必要があります。

栃木県にお住まいの方（栃木県に住民票が存在する）は、栃木県用の申請書で学校へご申請ください。

群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 樹徳高等学校 総務室

「奨学（しょうがく）のための給付金」係 まで

TEL：0277-45-2258